

令和5年1月16日

保護者 様

松戸市教育委員会

令和4年度 第8期 学校給食費(1月給食分)の納期限の変更について(お知らせ)

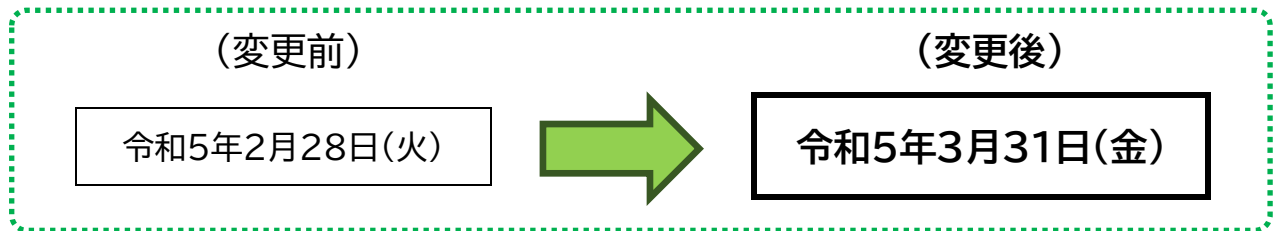
日頃より、学校給食運営に対しご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、松戸市では、多子世帯の経済的負担軽減を図るため、別紙案内文書①のとおり、「第2子以降の学校給食費無償化」を実施することとなりました。

無償化の実施にあたり、事務手続上の調整が必要なため、本年度の「第8期 学校給食費(1月給食分)」の納期限を、下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

記

1 変更後の第8期(1月給食分)の納期限



※第9期(2・3月給食分)の納期限は、令和5年3月31日(金)で変更ありません。

2 備考 (注意)

(1) 「無償化」や「今年度の給食回数の変更」がある場合

支払金額の変更に関するお知らせ(学校給食費納入変更通知書)を発送します。

(令和5年3月24日発送予定)

(2) 「口座振替」を利用している場合

令和5年3月31日(金)に第8期と第9期分を引落します。

(3) 「納付書払い」を利用している場合

令和5年3月24日発送予定のお知らせ(学校給食費納入変更通知書)に同封する納付書でお支払いください。

上記のお知らせが届かない場合は、学校給食費の変更はありませんので、お手元の納付書でお支払いください。

(4) 第7期(12月給食分)までの未納がある場合

令和5年2月28日(火)にまとめて口座振替による引落しを予定しています。納付書払いの場合は、お手元の納付書により速やかなお支払いをお願いいたします。

(問合せ先) 松戸市教育委員会 学校財務課 学校給食担当室

〒271-8588 松戸市根本356番地 京葉ガスF松戸ビル4階

電話 047-366-7463、FAX 047-366-4349、メール mckyuushoku@city.matsudo.chiba.jp